

審理員名簿

岐阜市長に対する審査請求において審理員（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に規定する審理手続を行う者をいう。）となるべき者は、課長の職にある職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する委員会の事務局に属する者を除く。）とする。